平成２３年（フ）第２４５９号
愛知県瀬戸市ゆりの台32番地
債務者　山内　康司
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８９号
島根県出雲市大津町257番地13
債務者　岡元　貴史
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１４７号
北海道苫小牧市三光町３丁目３番３号
債務者　湯沼　恵美（旧姓富菜）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第９７４号
仙台市宮城野区岩切２丁目12番２―102号
債務者　齋藤　裕也
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２２号
宮城県気仙沼市東中才442番地17気仙沼鹿折住宅125号
債務者　伊藤　　正
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第１９２号
福島県伊達市梁川町字南本町10番地２
債務者　小岩　次男
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２１１号
福島市松川町字大坂坊53番地の４
債務者　鈴木　正夫
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４９３号
茨城県東茨城郡茨城町大字城之内672番地
債務者　小橋　利夫
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５０４号
茨城県鉾田市鉾田678番地３
債務者　小林　　一
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５０５号
茨城県鉾田市鉾田678番地３
債務者　小林　文枝
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５０６号
茨城県鉾田市鉾田678番地３
債務者　小林　恵美
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５１２号
茨城県水戸市栄町２丁目１番31ー301号　不二ビル第１
債務者　鳴海百合子（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２４０号
茨城県坂東市内野山1242番地１
債務者　張替　貴明
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２４１号
茨城県坂東市内野山1242番地１
債務者　張替　一美
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２７６号
茨城県下妻市下妻丙413番地２　サンハイム小島Ａ棟106号室
債務者　嶋田　　渉
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２８３号
茨城県下妻市砂沼新田18番地２　シェルガーデンＢ201
債務者　関　美智也
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２８４号
茨城県桜川市真壁町原方1150番地
債務者　岩渕　浩明
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２９０号
茨城県古河市小堤1913番地234
債務者　中澤　春緒
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部